

建設 事業主の皆さまへ

# 若年者や女性の入職・定着 のための 取組を **支援** します！

人材確保等支援助成金(若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース)

## 助成金の概要

建設業における人手不足が深刻化する中で、若年者や女性の入職・定着促進に向けて建設業の魅力向上のための取組を行う事業主に対し、経費などの一部を助成します。

## 支給対象

建設事業主  
※「建設の事業」としての雇用保険料率が適用されている事業主が対象です

## 対象事業

若年者や女性の入職・定着を図るための取組が幅広く対象になります！

- 建設業の魅力発信から入職者の育成・定着まで一体的に行う事業  
→ 建設業の魅力発信や入職者の技能向上のための取組を一体的に行う事業
- 建設業の役割や魅力を伝えるための事業  
→ 講習会、加工技術等の体験会、現場見学会、体験学習、インターンシップ など
- 従業員の技能向上のための事業  
→ 新規入職者への研修会、従業員への公的資格の取得に関する講習会 など
- 労働災害予防等のための事業  
→ 安全衛生管理計画の作成、工事現場の巡回、期間雇用労働者の健康診断 など
- 技能向上や雇用改善の取組を奨励する事業  
→ 優良な技術者・技能者の表彰制度、雇用改善について優れた取組を行う者への表彰制度
- 雇用管理に関する知識の習得のための事業  
→ 雇用管理研修や職長研修の実施・受講
- 女性の入職・定着促進のための事業  
→ 女性向けのキャリアパスの作成、男性の育児休業取得促進の取組 など

## 支給額

中小建設事業主の場合…対象事業の実施に要した経費の **60%**

中小でない建設事業主の場合…対象事業の実施に要した経費の **45%**

雇用管理研修等を受講させた場合…労働者1人につき、研修を受けた日数× **9,500円**

※ その他、一定の要件を満たすことで助成額を上乗せして受給できる場合があります。

## 申請手続き

1

計画届の提出

事業を実施しようとする日の原則 **2か月前までに**  
「計画届」と添付書類を提出してください。

※事業計画期間は最大1年間です。

2

事業の実施

事業を実施します。

3

支給申請書の提出

事業終了後、以下に定められた期限までに「支給申請書」と添付書類を提出してください。

事業終了月	支給申請書 提出期限
4月、5月、6月	7月1日～8月末日まで
7月、8月、9月	10月1日～11月末日まで
10月、11月、12月	翌1月1日～2月末日まで
1月、2月、3月	3月1日～5月末日まで

## 詳細・お問い合わせ

助成金の詳細は下記ウェブサイトをご覧ください、  
各都道府県労働局にお問い合わせください。

■ 支給要領



■ 都道府県労働局  
お問い合わせ先

